

別表

過去工事証明書

証明申請者	住所又は主たる事務所の所在地	
	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
マ ン シ ョ ン の 所 在 地		

地方税法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する工事より前に行った地方税法施行令
附則第 12 条第 48 項第 1 号イに規定する工事

工事 の 種 別 及 び 工 事 完 了 年 月 日	マンションの建物の外壁について行う 修繕又は模様替	年 月 日
	マンションの建物の直接外気に開放さ れている廊下、バルコニーその他これ らに類する部分について行う防水の措 置を講ずるための修繕又は模様替	年 月 日
	マンションの建物の屋上部分、屋根又 はひさしその他これに類する部分につ いて行う防水の措置を講ずるための修 繕又は模様替	年 月 日
工事 の 内 容		

上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第1号イに掲げる要件に該当することについて証明します。

証 明 年 月 日	年	月	日
-----------	---	---	---

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った 建築士	氏 名	印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った 建築士の属する 建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号			

(2) 証明者がマンション管理士の場合

証明を行った マンション管 理士	氏 名	印
	登 録 番 号	

(用紙 日本産業規格A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等をいう。）について、次により記載すること。
 - (1) 「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
 - (2) 複数の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）が置かれている場合、管理者等全員の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物（団地型マンションにあっては地方税法施行令附則第12条第48項第1号イに規定する工事を行った棟）の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
- 3 「工事の内容」の欄には、工事を行ったマンションの建物の部分や工事の内容について、当該工事が地方税法施行令附則第12条第48項第1号イに規定する工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。
- 4 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
 - (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合
「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第1号イに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。
 - ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載すること。
 - ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできるマンションは、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載すること。
 - ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。
 - ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登

録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

(2) 証明者がマンション管理士の場合

「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 1 号イに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 30 条第 1 項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。